

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		土地区画整理事業の施行の認可(区画整理会社に係るものに限る。)
根拠法令及び条項		土地区画整理法第51条の2第1項
所管部課係名		まちづくり未来部都市計画課都市計画係
審 査 基 準	関係条項	法第51条の9第1項第1号、同項第2号、同項第3号、同項第4号及び同項第5号並びに同条第2項
	基準  (未設定の場合はその理由)	土地区画整理法第51条の2第1項の規定による。  (施行の認可) 第51条の2 土地区画整理事業を第3条第3項の規定により施行しようとする者は、規準及び事業計画を定め、その土地区画整理事業の施行について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、その認可の申請は、国土交通省令で定めるところにより、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	将来的に申請が見込まれるものの、あらかじめ標準処理期間を設定することは困難であるため未設定。
	設定等年月日	平成 年 月 日設定(平成 年 月 日最終変更)